

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要（議題①関係）

- 1 日時 令和2年9月8日（火） 13：30～17：45
- 2 場所 大津市平野公民館 大会議室
- 3 議題 ① 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について
② 国道8号 彦根～東近江（仮称）環境影響評価方法書について
- 4 出席委員 市川委員（会長）、惣田委員、野呂委員、畠委員、堀委員、水原委員、皆川委員

5 議事概要

（事務局）

- ・ 資料1-1および参考資料3により、事業概要およびこれまでの経緯等について説明。

（事業者）

- ・ 事業者資料1-3～事業者資料1-5により、各意見に対する事業者見解および配慮書に係る補足事項の説明。

（会長）

ただ今の事業者の説明について、ご意見・ご質問をお願いします。

（委員）

事業者資料1-3の7ページ、スライド13番の総合評価の表の④の列の騒音・振動・悪臭の項目は「B案（南側配置案）」ではなく「A案（北側配置案）」の間違いではないか。今後の図書では修正すること。

騒音・振動の現段階の定量的な予測・評価は難しいので、方法書以降の段階で示していただきたい。特にどの調査地点で予測・評価すべきか、今後の道路計画に添って検討していただきたい。

（事業者）

指摘の箇所は修正したうえで今後の図書に記載する。また、今後の道路計画を基に騒音・振動にかかる適切な調査・予測・評価を進める。

(委員)

事業者資料1-3の3ページ、スライド番号の5番で温度ごとに排ガスの諸元が計算されているが、「基準ごみ」、「高質ごみ」、「低質ごみ」のうち、いずれのごみ質で検討されているのか。

(事業者)

「高質ごみ」である。

(委員)

それならば最も安全側で設定されているものと考えられる。配慮書にはメーカーヒアリングの後、詳細なごみ質を設定するとあるので、方法書以降の図書においてそのことについて示すこと。

(委員)

事業者資料1-3の8ページ等の出典元は何か。

(事業者)

本事業の施設整備計画から引用したものである。

(会長)

出典を明記すること。

(会長)

事業者資料1-5の最後のページに別紙があるが、これは何の資料か。

(事務局)

事業者資料1-5の滋賀県関係所属意見3番における別紙である。

(会長)

プラントのフロー図や事業実施想定区域に隣接した地点を含む視点場からの簡易フォトモンタージュの作成、大気質に係る短期予測など、前回審査会の意見に対して追加検討されていることについて、先例のごみ処理施設の案件の時とは異なり、評価したい。この追加検討事項については、方法書において配慮書の修正事項として記載するということがよいか。

(事業者)

方法書において修正した内容を記載する。

(会長)

事業者資料1-3の4ページ、スライド7番の大気質の短期予測について、煙突高さが59mと80mのどちらも建物ダウンウォッシュが生じているということによいか。各煙突高さで、上昇高さが異なる排ガス温度が150℃と190℃とで最大着地濃度が同じ値となっているが、各排ガス温度で、煙突高さの違いで最大着地濃度の値が15ppbと4ppbと大きく差が出ているのはなぜか。どのような計算式を使用しているか。

(事業者)

いずれの煙突高さ条件・排ガス温度条件においても建物ダウンウォッシュが生じた結果として評価している。計算式は建物形状を考慮したモデル式である経済産業省のMETI-LISの式を使用し、気象条件は周辺気象観測所などの文献データを適用している。このような結果に至った経緯を確認したい。

(会長)

準備書においても同じ計算式を使用して評価するのか。この結果に至った経緯や使用する計算式については方法書以降で補足説明のこと。

(事業者)

同じ計算式を使用する予定。このことは方法書以降で補足説明を行う。

(会長)

事業者資料1-3の1ページ、スライド2番の下の基準値として記入されている「二酸化窒素の人の健康に係る判定条件等について」に基づく短期暴露指針値は0.2以下ではなく0.1~0.2ではないか。今後の方法書以降の図書では正しく記載すること。

(会長)

事業者資料1-3の18ページ、総合評価について、各項目に対する各々の評価は事業者の評価として尊重したいが、どの案の簡易フォトモンタージュにおいても擁壁と建物が目の前に迫っている結果を基に、③の景観の項目で『◎』と評価することは疑問である。

(事業者)

あくまで4案を相対評価したもので、『◎』だから影響がないというわけではない。

(会長)

たとえ相対的とはいえども『◎』とすると、影響がないように見える。逆に大気質の項目はどの案も環境基準を満たしていることから、『△』として評価する必要もない。また、各案で順位の差をつけず、同じ評価のものがあったとしてもよい。

59mはだめで80mがよいという意見ではないが、この評価方法だと総合評価の結論に至るための意図的なものを感じる。総合評価の結論の後、最終的にどの案を選択するかは環境だけでなくコストなどを含めて総合的な判断となることから、環境影響評価以外の要素によってそれが変わることもやむを得ないとする。

(事業者)

4案をわかりやすく評価するため、各項目において相対的な評価付けを行った。方法書の際に総合評価の表現について検討したい。

(会長)

煙突高さの複数案を選定した根拠と、配慮書で使用されている「有害物質」とは何か説明いただきたい。

(事業者)

まず、煙突高さの複数案を選定した根拠について、これは北海道大学廃棄物処分工学研究室の一般廃棄物焼却施設に関する論文において煙突高さ事例の調査結果を基に設定している。事例として一番多いのは55～60mであることから59mをX案として設定し、次いで60m～100mの規模のものが多くことから、その中間値として80mをY案として設定している。また、環境影響評価の配慮書において、煙突高さの複数案を59mと80mとして設定されている事例は多い。

(事業者)

次に、配慮書では「有害物質」の項目としてダイオキシン類を選定しているが、方法書以降では水銀や塩化水素、ダイオキシン類を選定する予定。今後の方法書以降では法令に基づく用語にて適切に表記したい。ただ、技術指針に示す項目には「有害物質」と表記されており、整合を取る必要がある。

(会長)

技術指針における「有害物質」の定義は何か。

(事務局)

技術指針の中では定義されていないので、個々に定義していく必要があるものと考え
る。

(会長)

大気汚染防止法においてダイオキシン類は「有害物質」とは異なるので注意すること。
今後の図書においては、大気質の項目の1つとするのではなく、大気環境の項目の1つ
とする必要があるのではないか。事務局と確認すること。

(事務局)

図書における水銀、ダイオキシン類、塩化水素の表記の仕方について整理する。

(委員)

彦根市長意見や住民意見等から、信仰の対象の一要素として、景観が重要視されている
ことがうかがえる。また、周辺住民にとっては、ごみの焼却により生じる影響だけでなく、
関係車両の交通量の変化による住環境に対する影響が重要で、それぞれ方法書以降の手
続で適切に調査・予測・評価を行うこと。

(事務局)

- ・ 資料1-2、参考資料1-6により、審査会意見(案)について経緯等を含め説明。

(会長)

資料1-2の「1 全般的事項(4)」は、先ほどの煙突高さの議論の件についての意
見となっているが、その点だけを具体的にせず全般的な表現として、「計画段階環境配慮
書における記述に不十分な点あるいは不適切な点があるので修正すること」という表現
にすること。また、先ほどの有害物質などの議論を含めること。

(委員)

資料1-2の「2 個別的事項(3)動物」について、事業実施想定区域周辺は湿地だ
けではなく水路もあり、両生類以外の生物の生息場所としても存在していることから、
「両生類等の水生生物」と具体的に種別を示さず「水生生物」とだけにし、「水田等湿地」
を「水田等湿地や水路」とするのが良い。

(事務局)

事務局において、現地確認で頂いた意見としての水生生物や水生昆虫だけでなく、湿地

環境における植物を含めるべきかという議論があり、この場で伺いたい。

(委員)

現地確認では湿地における両生類の存在が一番気になる。審査会追加意見を踏まえると、水田におけるトンボ類やそこを繁殖場所とするヤゴ類も気になる。「両生類等」という表現は両生類に引っ張られるので、水生昆虫を含めた「水生生物」として、対象を広げた表現の方がよい。

また、耕作放棄地には、湿生環境の植物が多く植生すると考えられる。そのため、湿生植物という言葉を加え、「湿生植物や水生生物」とする方がよい。耕作放棄地に残っている湿生植物には希少な種が数多く植生している場合があるので、その点も調査、予測および評価していただきたい。

(会長)

タイトルは「動物・植物」とし、「湿生植物や水生生物に係る調査地点」という表現とすること。

(会長)

ほかにご意見等がないことを確認したため、当議題についての審査は終了する。

以上

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要（議題②関係）

- 1 日時 令和2年9月8日（火） 13：30～17：45
- 2 場所 大津市平野公民館 大会議室
- 3 議題 ① 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について
② 国道8号 彦根～東近江（仮称）環境影響評価方法書について
- 4 出席委員 市川委員（会長）、惣田委員、野呂委員、畠委員、堀委員、水原委員、皆川委員

5 議事概要

（事務局）

- ・ 資料2-1、参考資料2-4および参考資料2-5により、事業概要およびこれまでの経緯等について説明。主な特記事項は下記のとおり。

【特記事項】

- ・ 対象事業が市街地開発事業として都市計画に定められる場合などには、都市計画決定権者が事業者に代わるものとして、都市計画の手續とあわせて環境影響評価の手續を行うこととなっている。当該事業の都市計画決定権者は滋賀県であり、事業予定者である近畿地方整備局の協力のもと、環境影響評価の手續が行われることとなる。
- ・ 当該事業においては、配慮書段階の手續として「配慮書の案」および「配慮書」が作成され、知事に対しては「配慮書の案」についての意見照会が行われ、国に対しては「配慮書」に対する意見照会が行われた。

（事業予定者）

- ・ 事業者資料2-2～事業者資料2-3について説明。

（会長）

ただ今の説明について、委員の皆様からご意見・ご質問をお願いします。

（委員）

盛土構造を採用した場合、その地域の内水の流れに影響を与え、浸水リスクが増大するなどの影響が出る可能性があると思われるが、そのことについてはどのように考えているか。

(事業予定者)

盛土構造を採用した場合には、各市町の防災計画やヒアリングを踏まえ、水の抜け道となる構造を多く作るなどにより、浸水リスクが増大することがないように配慮していきたい。

(会長)

当該事業においてトンネル構造となる部分については、近江八幡市の箕作山と、彦根市の佐和山から多賀町の芹川までの合計2箇所ということであり、彦根市の佐和山から多賀町の芹川までは長大なトンネルになるとのことだが、換気塔を設けないということによいか。

また、彦根市の佐和山から米原市方面へのバイパスの工事については、別事業としてすでに工事着手されているということによいか。

(事業予定者)

彦根市の佐和山から多賀町の芹川までのトンネルの換気にあたっては、換気塔を設ける予定はなく、トンネル内に大型のファンを設置して行う予定をしている。

彦根市の佐和山から米原市方面へのバイパスの工事については、別事業としてすでに工事着手されている。当該別事業の区域の南端が彦根市の佐和山あたりとなり、そこから本事業の区域の北端に接続される予定である。

(委員)

騒音および振動の環境要素について、方法書（および要約書）の8-9～8-14においては、調査地点に関して「予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、地表面の状況が得られる箇所とします。」「予測地点との対応を考慮し、調査地点を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる箇所とします。」などと設定されている。また、予測地点に関しては環境要素の区分・影響要因の区分ごとにそれぞれ異なる設定がされている。調査地点と予測地点の対応関係（予測地点の特性を踏まえた調査地点の選定）は重要であり、適切に配慮されたい。

また、騒音および振動の環境要素について、事業者資料2-3の3ページにおいては、「調査地域の代表性の観点の他、学校や福祉施設、病院等の配慮が必要な施設への影響に配慮する観点も勘案し、調査・予測地点を選定します。」と記載されている。調査地点の選定にあたっては、調査地域を代表するという観点も大事にしつつ、学校、病院等の配慮が必要な施設への影響を予測・評価できる箇所も選定していただきたい。

(事業予定者)

予測地点の選定にあたっては、調査地点との対応を考慮するとともに、調査地域の代表性の観点の他、学校や福祉施設、病院等の配慮が必要な施設への影響に配慮する観点も勘案し、選定する。

具体的な調査地点・予測地点については、方法書段階においては路線等が未決定の状況であることから現時点では設定できないが、今後市町との協議を踏まえて路線等を決定した後に適切に設定し、準備書段階において示す予定である。

(委員)

方法書（および要約書）の 8-13（振動・工事の実施）の予測地点に関する記述に「既存交通に合流する地点の近傍」という表現が認められるが、既存交通とは、他の道路から当該事業の事業地への接続箇所という理解でよいか。

(事業予定者)

そのとおりである。

(委員)

方法書（および要約書）の 8-15（低周波音・自動車の走行）の調査期間等に関する記述に「住居等の位置を適切に把握できる時期」という表現が認められるが、どのように解釈すればよいか。

(事業予定者)

事業路線が決定した後という意味である。事業路線が決定した後に、事業路線と住居等との位置関係を把握する予定である。

(委員)

本事業の実施により新しい道路が供用された場合、現在の国道 8 号の交通の状況が変化し現在の国道 8 号の周辺の騒音の状況は改善されることが想定されるが、周辺環境の騒音の状況の改善効果も当該事業の環境影響評価の手続きの中で予測・評価してはどうか。

本事業の実施により本事業の事業地周辺においては騒音の状況が悪化することとなるが、広域的・総合的に捉えれば騒音等の環境要素への影響が低減されるということに言及することは重要であると考えられる。

(事業予定者)

定量的な評価は難しいと考えているが、現在の国道8号においては交通量の減少等に伴い沿道の騒音の状況の改善が想定されることについて、事業の整備効果として整理することを考えている。

(会長)

環境影響評価の手続きにおける予測・評価は、ネガティブな影響についてのみ行うのではなく、ポジティブな影響についても行っていく方向にシフトしている。

広域的・総合的な騒音に係る環境影響の低減のほかにも、温室効果ガスの削減効果についても、環境影響評価の項目として選定して予測・評価することを検討されてはどうか。

また、環境影響評価の項目として選定して予測・評価することが難しい場合も、事業の整備効果としてできる限り定量的に示すことを検討していただきたい。

(事業予定者)

温室効果ガスの削減効果について、環境影響評価の項目として選定し、予測・評価を行うことは技術的に難しい。

騒音に係る環境影響の低減と同様に、事業の整備効果として整理することを考えている。

定量的な事業の整備効果の提示については、全国の他の道路事業に係る環境影響評価の手続きの事例も踏まえて検討していきたい。

(会長)

現在の国道8号の交通量が何台くらい減るか等のシミュレーションはされているか。そのようなシミュレーション結果を示すことなどでも広域的・全体的な環境影響の低減の効果はある程度わかってくるものと思われる。

交通量のシミュレーション結果を公表することなども検討されてはどうか。

(事業予定者)

シミュレーションは今後行う予定であるが、その結果が公表できるかどうかはわからない。国交省（本省）の意見を聞いて検討したい。

(委員)

公共事業評価委員会の中では所要時間の短縮等について検討されることになると思うが、所要時間の短縮効果等を温室効果ガスの削減効果等と関連づけて環境影響評価の手続きの中で活用していくことを検討されてはどうか。

(事業予定者)

環境影響評価の手続きの中に活用できるかどうか今の段階ではわからない。国交省（本省）の意見を聞いて検討したい。

(委員)

彦根市の佐和山から多賀町の芹川までは長大なトンネルになるとのことであるが、方法書においては地下水に係る環境要素は環境影響評価の項目として選定されていない。このことについて、非選定の理由をどのように考えているか説明していただきたい。

一般論として、もし近傍に水源となる井戸があった場合の水位等への影響や、湧水がたくさん出るようなところであれば河川水等への影響は気になるところではあるが、どうか。

(事業予定者)

トンネルについては山岳トンネル工法（新オーストリアトンネル工法）を想定しており、地下水位への一定の影響はあったとしても、地盤沈下への影響は想定されない。

地下水に係る環境要素については、相当範囲にわたる地盤の沈下が想定される場合に環境影響評価の項目として選定して予測・評価するものと考えており、地盤沈下に係る著しい影響はないと判断している。

また、地下水位や河川水等への著しい影響はないと判断している。

(委員)

地下水位や河川水等への著しい影響を想定しているわけではないが、一般論としてそれらへの影響は気になるところではあるので、判断根拠の確認をお願いしたい。

(会長)

方法書の 8-5（二酸化窒素および SPM・工事の実施）および 8-6（二酸化窒素および SPM・車両の走行）において、調査すべき情報に浮遊粒子状物質（SPM）の記載が抜けているが、記載漏れということでよいか。

(事業予定者)

浮遊粒子状物質（SPM）も調査するので、準備書においては適切に修正して記載する。

(委員)

本事業は多くの河川を横断することになり、河川に橋梁等の大きな構造物ができることにより、動物の上下流への移動を分断するなどの影響が懸念される。動物への影響の予測・評価にあたっては、上下流への移動の分断の影響を考慮されたい。また、特に芹川においては重要種が生息しており、河川に付随するヨシ群落等の草地生態系が非常に豊かであることが確認されているため、配慮をお願いしたい。

また、山地においても、坑口付近においては山地性の動物や山地と平地を行き来する動物への影響が懸念されるため、配慮をお願いしたい。

(事業予定者)

指摘を踏まえて対応していきたい。現地調査の結果を踏まえ、準備書段階においては必要に応じた保全措置等を示していく予定である。

(委員)

事業者資料2のスライド番号25pおよび方法書の8-23（建設工事に伴う副産物・工事の実施）においては、廃棄物等に係る調査の手法として、文献調査を基本とすることが記載されているが、文献調査とはどのような内容を想定しているか。

(事業予定者)

本事業の道路の路線等の設定ができたのちに、既存道路と交差する部分の面積から、既存道路からアスファルトをはがす必要がある量など、廃棄物の発生量を図面上で計算する手法を予定している。

(委員)

方法書4-1-13（騒音測定地点位置図）において、出典が「独立行政法人国立環境研究所」となっているが、「国立研究開発法人国立環境研究所」が正しいと思われるので、準備書段階においては適切に修正されたい。

(事業予定者)

確認のうえ対応する。

(委員)

方法書の6-2の国土交通大臣意見および参考資料2-4の環境大臣意見の水環境に係る項目では、「河川流量等への影響を回避又は極力低減すること。」と述べられている。

対象事業実施区域には現在田畑等が広がっているが、ここに道路が設置されることにより、河川のピーク流量が変化する可能性は予測・評価する必要はないか。田畑等に降る雨は浸透・一時貯留されることにより河川への流入のピークが緩和されるが、道路に降る雨は貯留されることなく一気に河川に流入すると想定されるが、どのように考えておられるか。

(事業予定者)

道路の面積を鑑みると、道路からの雨水排水の量は河川の流量に比べてごくわずかであり、ピーク流量の変化に大きな影響を与えるとは考えていない。

(委員)

トンネル構造となる部分について、ヒ素等の有害物質を多量に含有する地層の存在はないか。もしあれば、地下水とともにヒ素等が流出する場合もあるかと思われるがどう考えるか。

(事業予定者)

ヒ素等の有害物質を多量に含有する地層の存在の有無は、工事の段階でないと実際に確認することはできないが、現時点において文献等ではその存在は認められない。

工事の際に定期的なモニタリングを行いながら、存在が確認された場合には適切に対応していく。

(委員)

道路の供用に伴い、ロードキルが想定される希少動物の存在が確認された場合などには、その扱いはどのようにされる予定か。

特にイシガメがその産卵の時期に陸上を移動する際などにロードキルの被害が懸念されるが、道路に侵入しにくい構造をとることやコリドーを設けるなどの保全措置が考えられるがどのように考えるか。

(事業予定者)

ロードキルが想定される希少動物が確認された場合には、予測・評価の結果を踏まえ、必要に応じてコリドーの設置などを検討していきたい。

(会長)

本事業においては、一般的な道路と比べると、交差点の数は少ない傾向となるか。

(事業予定者)

何か所かは平面交差となるところはあるが、基本的には交差点数を減らす方向で検討していきたいと考えている。

(会長)

それでは、ほかにご意見等がないことを確認したため、本日の審査はこれで終了とする。

以上